

令和6年度地方独立行政法人山梨県立病院機構における 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年4月1日 策定

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 適用機関

この調達方針は、地方独立行政法人山梨県立病院機構本部事務局、県立中央病院及び県立北病院における物品等の調達に適用する。

2 対象となる施設等

調達方針の対象となる施設等は、その所在地又は住所が山梨県内にある、法第2条第4項に定義する施設等とする。

3 調達する物品等及び目標

各機関において調達する物品等のうち、印刷など、施設等が受注可能であり、かつ各機関の仕様を満たすもの。

令和6年度については、前年度実績以上を調達するよう努めるものとする。

4 調達の推進方法

（1）本部事務局は、施設等から調達可能な物品等の情報を適用機関に提供する。

（2）適用機関は、提供された情報を基に施設等への発注に努める。

（3）施設等への発注に当たっては、施設等の供給能力に合わせ納期、納入条件等、適切な配慮を行う。

（4）調達の推進に当たっては、施設等の共同受注窓口の活用に努める。

共同受注窓口から購入した物品等の購入額も、調達実績に含めるものとする。

5 調達実績の集計、公表

本部事務局は、事業年度の終了後、遅滞なく調達実績を取りまとめ、ホームページにて公表するものとする。